



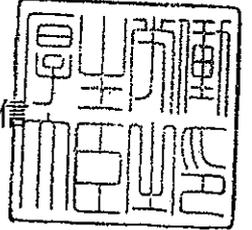
厚生労働省発基1218第1号

平成29年12月18日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 介護補償給付及び介護給付の限度額等の引上げ

- (一) 常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額十万五千二百九十円（現行十万五千三百三十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき等に支給する額を、月額五万七千九百九十円（現行五万七千七百九十円）に改めること。
- (二) 随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額五万二千六百五十円（現行五万二千五百七十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき等に支給する額を、月額二万八千六百円（現行二万八千五百六十円）に改めること。

二 時間外労働等改善助成金

- (一) 職場意識改善助成金の名称を時間外労働等改善助成金に改めること。
  - (二) 当該助成金について、時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善に積極的に取り組むこととしてゐる等の一定の要件を満たすものと都道府県労働局長が認定した中小企業事業主に対して支給するものとする。
  - (三) 当該助成金について、中小企業事業主の団体等を構成する事業主（以下「構成事業主」という。）が雇用する労働者の労働時間等の設定の改善その他の生産性の向上が図られるよう、構成事業主に対する相談、指導その他の援助の措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ている等の一定の要件を満たすものと都道府県労働局長が認定した中小企業事業主の団体等に対して支給するものとする。
- 三 社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度の改正
- 社会復帰促進等事業（特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び労働者災害補償保険事業の事務費に充てるべき額について、その限度として定められている労働者災害補償保険に係る労働保険料の額及び労働保険特別会計の労災勘定の積立金から生ずる収入の額並びに同勘定の附属雑収入

の額及び同会計の徴収勘定からの繰入附属雑収入（厚生労働大臣が定める基準により算定した額に限る。）の合計額に対する割合を、百二十分の二十（現行百十八分の十八）とするものとする。

#### 四 家事支援業務に係る作業に関する特別加入の改正

特別加入の対象となる日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業として、炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為を加えるものとする。

#### 第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を受けている者であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額五万七千百九十円、四万二千八百九十円又は二万八千六百円（現行五万七千百十円、四万二千八百三十円又は二万八千五百六十円）に、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、介護の程度に応じて月額十万五千二百九十円、七万八千九百七十円又は五万二千六百五十円（現行十万五千百三十円、七万八千八百五十円又は五万二千五百七十円）に改めること。

### 第三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

- 一 労災保険率（船舶所有者の事業に係るものを除く。）を、別添一のとおり改正すること。
- 二 船舶所有者の事業に係る労災保険率を、千分の四十七とすること。
- 三 第二種特別加入保険料率を、別添二のとおり改正すること。
- 四 労務費率（請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率をいう。）を、別添三のとおり改正すること。

### 第四 施行期日等

#### 一 施行期日

この省令は、平成三十年四月一日から施行するものとする。 （附則第一項関係）

#### 二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。 （附則第二項関係）

( 別添一 )

下線が改正部分

改 正 案		現 行	
別表第1 (第6条、第16条関係) 労 災 保 険 率 表		別表第1 (第6条、第16条関係) 労 災 保 険 率 表	
事業の種類の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類
林業	林業	林業	林業
1000分の60	1000分の60	1000分の60	1000分の60
漁業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)
1000分の18	1000分の18	1000分の19	1000分の19
38	38	38	38
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)
1000分の88	1000分の88	1000分の88	1000分の88
16	16	20	20
16	16	20	20

原油又は天然ガス鉱業	1000分の2.5	1000分の3
採石業	1000分の49	1000分の52
その他の鉱業	1000分の26	1000分の26
水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の62	1000分の79
道路新設事業	1000分の11	1000分の11
舗装工事業	1000分の9	1000分の9
鉄道又は軌道新設事業	1000分の9	1000分の9.5
建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の9.5	1000分の11
既設建築物設備工事業	1000分の12	1000分の15
機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の6.5	1000分の6.5
その他の建設事業	1000分の15	1000分の17
建設事業		
製造業	1000分の6	1000分の6
食品製造業		
食品製造業		

繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の 4
木材又は木製品製造業	1000分の 14
パルプ又は紙製造業	1000分の 6.5
印刷又は製本業	1000分の 3.5
化学工業	1000分の 4.5
ガラス又はセメント製造業	1000分の 6
コンクリート製造業	1000分の 13
陶磁器製品製造業	1000分の 18
その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の 26
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の 6.5
非鉄金属精錬業	1000分の 7

繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の 4.5
木材又は木製品製造業	1000分の 14
パルプ又は紙製造業	1000分の 7
印刷又は製本業	1000分の 3.5
化学工業	1000分の 4.5
ガラス又はセメント製造業	1000分の 5.5
コンクリート製造業	1000分の 13
陶磁器製品製造業	1000分の 19
その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の 26
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の 7
非鉄金属精錬業	1000分の 6.5

金属材料製品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の5.5
鋳物業	1000分の16
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の10
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の6.5
めつき業	1000分の7
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の5
電気機械器具製造業	1000分の2.5
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の4

金属材料製品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の5.5
鋳物業	1000分の18
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の10
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の6.5
めつき業	1000分の7
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の5.5
電気機械器具製造業	1000分の3
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の4

船舶製造又は修理業		1000分の 23
運輸業	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5
	その他の製造業	1000分の6.5
	交通運輸事業	1000分の 4
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の 9
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の 9
	港湾荷役業	1000分の 13
	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の 3
	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	
	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	

船舶製造又は修理業		1000分の 23
運輸業	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5
	その他の製造業	1000分の6.5
	交通運輸事業	1000分の4.5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の 9
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の 9
	港湾荷役業	1000分の 13
	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の 3
	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	
	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	

その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13
	ビルメンテナンス業	1000分の5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	1000分の6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の 3
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5
	その他の各種事業	1000分の 3
	その他の事業	
農業又は海面漁業以外の漁業	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 12
	ビルメンテナンス業	1000分の5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	1000分の 7
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の3.5
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5
	その他の各種事業	1000分の 3

( 別添二 )

下線が改正部分

改 正 案		現 行	
別表第5 (第23条関係) 第2種特別加入保険料率表		別表第5 (第23条関係) 第2種特別加入保険料率表	
事業又は 作業の種 類の番号	事業又は作業の種類	事業又は 作業の種 類の番号	第2種特別 加入保険料 率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則 (以下「労災保険法 施行規則」という。) 第46条の17第1号の事業	特 1	<u>1000分の12</u>
特 2	労災保険法施行規則 第46条の17第2号の事業	特 2	<u>1000分の18</u>
特 3	労災保険法施行規則 第46条の17第3号の事業	特 3	<u>1000分の45</u>
特 4	労災保険法施行規則	特 4	<u>1000分の52</u>

		第46条の17第4号の事業		
特 5	労災保険法施行規則	第46条の17第5号の事業	1000分の7	特 5
特 6	労災保険法施行規則	第46条の17第6号の事業	1000分の14	特 6
特 7	労災保険法施行規則	第46条の17第7号の事業	1000分の49	特 7
特 8	労災保険法施行規則	第46条の18第1号ロの作業	1000分の3	特 8
特 9	労災保険法施行規則	第46条の18第2号イの作業	1000分の3	特 9
特 10	労災保険法施行規則	第46条の18第3号イ又はロの作業	1000分の16	特 10
特 11	労災保険法施行規則	第46条の18第3号ハの作業	1000分の7	特 11
		第46条の17第4号の事業		
特 5	労災保険法施行規則	第46条の17第5号の事業	1000分の7	
特 6	労災保険法施行規則	第46条の17第6号の事業	1000分の14	
特 7	労災保険法施行規則	第46条の17第7号の事業	1000分の48	
特 8	労災保険法施行規則	第46条の18第1号ロの作業	1000分の3	
特 9	労災保険法施行規則	第46条の18第2号イの作業	1000分の3	
特 10	労災保険法施行規則	第46条の18第3号イ又はロの作業	1000分の15	
特 11	労災保険法施行規則	第46条の18第3号ハの作業	1000分の6	

特 1 2	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	1000分の17	特 1 2	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	1000分の17
特 1 3	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	<u>1000分の3</u>	特 1 3	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	<u>1000分の4</u>
特 1 4	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ヘの作業	1000分の18	特 1 4	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ヘの作業	1000分の18
特 1 5	労災保険法施行規則 第46条の18第2号ロの作業	1000分の3	特 1 5	労災保険法施行規則 第46条の18第2号ロの作業	1000分の3
特 1 6	労災保険法施行規則 第46条の18第1号イの作業	1000分の9	特 1 6	労災保険法施行規則 第46条の18第1号イの作業	1000分の9
特 1 7	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	<u>1000分の3</u>	特 1 7	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	<u>1000分の4</u>
特 1 8	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	<u>1000分の5</u>	特 1 8	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	<u>1000分の6</u>

( 別添三 )

下線が改正部分

改 正 案		現 行	
別表第2 (第13条関係) 労 務 費 率 表		別表第2 (第13条関係) 労 務 費 率 表	
事業の種類の種類	事業の種類	事業の種類の種類	請負金額に乗 ずる率
建設事業	水力発電施設、 ずい道等新設事業	水力発電施設、 ずい道等新設事業	19%
	道路新設事業	道路新設事業	<u>19%</u>
	舗装工事業	舗装工事業	<u>17%</u>
	鉄道又は軌道新設事業	鉄道又は軌道新設事業	<u>24%</u>
	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	23%
	既設建築物設備工事業	既設建築物設備工事業	23%

	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	<u>38%</u> <u>21%</u>	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	<u>40%</u> <u>22%</u>
	その他の建設事業	24%	その他の建設事業	24%